

# 公 募 説 明 書

独立行政法人家畜改良センター所有山羊精液の配布に係る公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

## 1 担当部局

〒385-0007 長野県佐久市新子田 2029-1

独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場総務課・種苗業務課

電話 0267-67-2501 ファクシミリ 0267-68-4743

Eメール：nlbc\_nagano@nlbc.go.jp

## 2 契約概要等

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 件 名   | 独立行政法人家畜改良センター所有山羊精液の配布  |
| (2) 事業方針  | 別紙仕様書のとおり  |
| (3) 公募対象畜 | 〃  |
| (4) 配布条件  | 配布希望者が、公募説明書による提案書の提案内容について、公募審査委員の審査により適当と認められる者であった場合に配布するものとする。 |
| (5) 配布期間  | 公示日から平成31年3月31日  |
| (6) 引渡場所  | 独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場   |
| (7) 配布価格  | 別紙仕様書のとおり  |
| (8) 配布方法  | 本件は、1頭分ごとの山羊精液を提案書提出順により契約者を決定する。                                  |

## 3 公募説明書に対する質問

本公募説明資料に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。(様式は自由)

- (1) 受付時間：土曜日、日曜日、祝祭日を除く、9時00分から17時00分（12時00分～13時00分を除く。）までとする。
- (2) 提出場所：上記1担当部局あてとする。
- (3) その他：書面を持参、郵送、ファクシミリ又はEメールによること。

## 4 質問に対する回答の方法

問い合わせの都度、個別に行う。

## 5 提案書等に関する事項

提案書等は別添応募資料作成基準により作成すること。

## 6 提案書の提出期限及び場所

- (1) 提出期限：8時30分から17時00分  
なお、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 提出場所：上記1担当部局あてとする。
- (3) その他：提出した提案書の変更又は取消をすることはできない。

## **7 入札の無効**

別紙公募参加心得書において示した条件に違反した提案書は無効とする。

## **8 配布者の決定方法**

提案書の提案内容が、公募審査委員による審査の結果、長野支場長が配布者として適当と認められる者であった場合、配布する。

## **9 誓約書の提出**

誓約書（別紙1）に基づき記名・押印のうえ提出するものとする。

## **10 配布の方法**

長野支場において山羊精液の引渡を受ける場合、事前に引渡可能時間を確認することとする。

精液の宅配を希望する場合は、輸送に係る経費は配布対象者の負担とする。

### **11 代金の納付**

配布代金は、納付期限までに指定の振込先に納付するものとする。

### **12 受領書の提出**

精液を受領した際には、受領書（別紙2）を提出するものとする。

### **13 その他**

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 配布希望者は、別紙公募参加心得書の内容を遵守し、誓約書（別紙1）を熟読のうえ応募すること。
- (3) 交付した資料の返却は要しない。
- (4) 本件に関する照会先は、上記1担当部局とする。
- (5) 提案書の内容について、配布希望者の選定及び契約書以外に無断で使用することはない。
- (6) 提出された書類等は一切返還しない。

(別紙 1)

## 誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人  
家畜改良センター茨城牧場長野支場長 殿

住 所  
氏 名 印

平成30年4月16日付け30独長支第24号をもって独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場長より通知のあった山羊精液の配布を受けるにあたっては、下記事項について厳守することを誓約します。

### 記

- 第1条 1 当該精液の配布を受ける者（以下「乙」という。）は、独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場長（以下「甲」という。）が発行する請求書により納付期限までに代金を納付しなければならない。
- 2 納付期限までに代金を納付しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.6%（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合で計算した金額を延滞金として納付しなければならない。
- 3 延滞金の額を計算する場合において、契約金額に1,000円未満の端数がある時はその端数金額を、契約金額が2,000円未満の時はその全額を切り捨てて計算するものとする。また、延滞金の額が100円未満であるときは、乙は前項の規定にかかわらず延滞金を支払うことを要しない。なお、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 前3項の場合において、納付遅延が天災地変等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを延滞金の計算期間に算入せず、又、延滞金を納付する日数に算入しない。
- 第2条 当該精液の引き渡しに要する費用は、乙が負担するものとする。
- 第3条 乙は、当該精液の引き取りが完了したときは、速やかに受領書を甲に提出しなければならない。
- 第4条 乙は、当該精液の引き取り後において、当該精液についてかしがあることを発見した場合においても、代金の減免、若しくは損害賠償の請求、又は契約の解除を行うことができない。
- 第5条 当該精液について、CAE（山羊関節炎・脳脊髄炎）、ヨーネ病、結核以外の疾患等が売買契約による引き渡し時以降に発生又は発見された場合には、やむを得ないものとして甲は乙に対して一切の責任を負わないものとする。また、乙は甲に対してこれらの場合にはかし担保責任その他何らの名目をもって損害賠償の請求をしないものとする。

(別紙2)

## 受領書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター茨城牧場長野支場長 殿

住 所  
氏 名

印

下記のとおり受領しました。

### 記

1, 配布精液の名号等

種 類	区 分	品 種	名 号	数 量